

2020年3月6日

Contents

I Lawyer's Eye

新型コロナウイルス(Covid-19)による契約債務不履行が不可抗力を理由に免責となるか

香港・英国弁護士 中村 祐子

弁護士 若林 耕

中国弁護士 胡 絢静

II 中国法令アップデート

- ・商標権侵害判断基準(意見募集稿)
- ・「特許審査ガイドライン」の改正に関する決定
- ・最高人民法院による「外商投資法」の適用に関する若干問題の解釈
- ・外資銀行管理条例実施細則
- ・中国国内における自然人による外商投資企業の投資設立への許可に関する管理弁法
- ・「外商投資法」の徹底的な実施及び外商投資企業の登記登録業務の適切な実施に関する通知
- ・最高人民法院による「民事訴訟証拠に関する若干規定」の改正に関する決定
- ・中華人民共和国民法典(草案)
- ・インターネット情報内容生態管理規定
- ・アプリによる個人情報不正収集、利用行為認定方法
- ・中華人民共和國契税法(草案)
- ・「独占禁止法」修正草案(意見募集稿)
- ・人材市場管理規定
- ・外商投資人材仲介機構管理暫定規定
- ・外商投資職業紹介機構設立管理暫定規定
- ・食品生産許可証管理弁法
- ・「ビジネス環境最適化条例」の徹底実施に関する意見
- ・ファイナンスリース(融資租賃)会社監督管理暫定弁法(意見募集稿)
- ・外国医師来華執務管理弁法(意見募集稿)

I Lawyer's Eye

香港 Nakamura & Associates(香港提携事務所)
香港・英国弁護士 中村 祐子

弁護士 若林 耕
中国弁護士 胡 絢静

新型コロナウイルス(Covid-19)による契約債務不履行が不可抗力を理由に免責となるか

～香港法(コモンロー)、日本法、中国法からの比較～

1. はじめに

今年1月に公に知られるようになった新型コロナウイルス(正式名称 Covid-19)による肺炎症状の蔓延とその拡散防止施策の影響を受け、世界中で物流、サプライチェーンの混乱を含む経済活動への支障が生じつつある。

折しも、2月6日の報道情報によれば、中国国有石油大手の一角をなす中国海洋石油は、液化天然ガス(LNG)サプライヤー大手のShellらに対し、不可抗力を理由として輸送船からのLNG貨物の引揚げ受領の拒絶通知を行った。中国海洋石油はShellら複数の外国サプライヤーとの調達契約に基づき、LNGの中国国内向け調達(仕入、貯蔵、輸送等)を継続的に行ってきたところ、新型コロナウイルスの影響を受けた人出不足等により契約通りLNG貨物を受領することが不能になったと主張している。

このような新型コロナウイルスの影響を受けた契約上の義務の不履行や履行遅延による損害や追加費用等の負担責任が、「不可抗力」として免責となり得るのかという法的議論は実務的に大きな関心事項となりつつある。

「不可抗力」(Force Majeure)とは、広くは、契約締結後、当事者の責任に帰せられない予期しない事由が発生し、そのために契約の履行ができないことを指す。

「不可抗力」に対する法律上の考え方は、主に、英米法系(コモンロー)と大陸法系(シビルロー)かにより相違がみられるという点がポイントである。コモンロー系の法域の国/地区である香港、英国、シンガポール等の法律を準拠法にした場合と、シビルロー系の法域の国である中国メインランド法(「中国法」)、日本法、韓国法等を準拠法にしているかで後述のような相違等がある。

留意が必要なのは、「不可抗力」の免責については、一般的、一律的に判断されるものではなく、取引契約に応じたケースバイケース(契約の準拠法、契約上の義務内容、不可抗力事由と履行不能の因果関係等)での検討が必要になるということである。

その意味において、まずは関連する取引契約の準拠法がどの法域かを確認することが必要となる。中国国内の取引契約は強行法的に中国法が準拠法とされるため、一律に「中国法」における検討・整理が必要となる。一方で、中国企業・外国企業間の涉外契約、及び外国企業間の取引契約においては、当該契約の準拠法に従った検討・整理が必要となる。なお、涉外契約において準拠法の合意がなされているのが通常と思われるが、万が一存在しない場合には別途国際私法に基づく法適用の解釈の作業が必要となる(本稿ではこの点の具体的説明は省略する。)

以下、本稿においては、関連契約の準拠法が、①「香港法」の場合、②「中国法」の場合を比較しながら、これらの相違や特徴等をわかりやすく解説していきたい。なお、「香港法」の考え方は、英国法を含むコモンローの法律

体系を持つ国／地域の法律についても類似した考え方が適用される可能性があるという意味においても参考となり得ると考える。

2. 香港法からの検討

日本企業が中国企業との間で契約を締結する場合、第三国法として「香港法」が準拠法とされることが実務的には多くみられる。準拠法が香港法である場合の基本的な考え方は以下の通りである。

まず、上述の通り、香港法は英米法系のコモンロー(Common Law)を基盤としている。

コモンローにおいては、契約が成立した場合には、当事者は基本的にその契約書に規定されていることのみ厳密に拘束され、また、契約書に規定されていない事柄について裁判所が、後において契約書に書かれてはいないが当事者の意図はこうであったであろう、というような契約書の内容に付け足すような判断はできないという大きな考え方がある。従って契約成立後に当事者が予見できなかった事情が発生しても契約はその規定通りに履行されるべきという基本的な考え方につながる。

もう少しわかりやすく申し上げれば、要は契約のみに厳格に従って判断されるということである。「不可抗力」として特別に救済されるには、契約に明確に不可抗力条項を定めていなければならないという帰結となる¹。

そのため、**契約に「新型コロナウイルスを不可抗力事由としてカバーするような不可抗力条項」が規定されているか否かが大きなポイントとなる。**

- ① 契約に不可抗力に関する条項(force majeure clause)（「不可抗力条項」）が含まれていない場合は、そもそも不可抗力を理由に債務不履行の免責を主張することはできない。不可抗力に関する一般的法規定は存在せず、(合意がない場合に暗黙的に)補充適用されるような特別な法理等も存在しない。
- ② 「不可抗力条項」の不可抗力事由の定義において、”pandemics”、”epidemics”、”outbreak of disease” 又は(場合によっては) ”Governmental restrictions” 等が含まれておれば、それらにより今回の新型コロナウイルスの蔓延は一応はカバーされていると考えられ、不可抗力事由が発生したと主張することは可能と思われる。ただ、アメリカの9.11事件の後に不可抗力の一つとしてテロリストのアクティビティが不可抗力の条項の中の定義に一般的に含まれるようになったように、現行の契約書に上記のような今回の新型コロナウイルスの蔓延を直接カバーするような定義が入っていないケースも実務上は多くみられるように思われる。
- ③ ずばり”pandemics” や”epidemics” 等がカバーされていない場合でも、不可抗力事由の定義において、たとえば、「当事者の合理的なコントロールを超える出来事」、又は「当事者の非なく工場の稼働が困難になった場合」などの表現での包括事由が含まれておれば、今回の新型コロナウイルスの蔓延もカバーされると判断される可能性は高いように思われる。一方で、「当事者の想定外の出来事」というような文言であった場合、当事者の主観的判断の議論に陥りやすく、紛争性を生じさせることもある。契約レビューの際は、一般的には若干見過ごされがちな不可抗力条項であるが、今回を機会として、時代・社会等に応じた不可抗力事由の確認・調整、条文全体の再チェックを行っておくことをおすすめする²。今回の新型コロナウイルスの蔓延が不可抗力事由でカバーされていないということであれば、不可抗力を理由に契約債務の免責等の主張をすることは難しいということになる。

¹ なお、コモンローにおいて、契約書に不可抗力の条項が含まれていない場合、もしくは含まれていても問題の事柄が不可抗力の定義でカバーされていない場合において、契約書の履行自体が物理的にも商業上も不可能な場合には当事者は契約上の義務からすべて解放されることが許されるという契約法の考え方(Doctrine of Frustration)がある。ただ、契約が”frustrate”したと認められる場合は極めて例外的なものに限られている。例えば、車の製造であれば、車自体が政府の規制でこの世からなくなってしまうほどのレベルでなければならず、今回の新型コロナウイルスの蔓延に関して、当該コモンローの救済アプローチは使うことは極めて難しいと思われる。

² なお、香港法を準拠とする契約を作成する場合、不可抗力事由等も限定列举的に解釈されることになるため、我々法律実務家としては、契約の不可抗力事由はできるだけ広くカバーされているか、また免責等の内容等も漏れ等がないかという観点からの確認を行うのが通常である。

また、香港法上、不可抗力条項の発動可能性が生じた場合、契約者の各当事者は以下の点についても留意が必要である。

- ① **(契約に従った通知等)**当事者は、契約の不可抗力条項の定めに従った対応・措置を講ずる必要がある。例えば、債務履行の義務を負っている当事者は、不可抗力の事柄が発生したことを相手方に書面で正式に通知するなど、何らかのステップを取ることが契約で規定されていることも多いため、対応・措置等の必要性につき確認が必要である。
- ② **(損害縮小の努力義務)**契約の記載の有無にかかわらず損害賠償を求める当事者は、一般的に損害縮小策を講じる必要がある。例えば、債務履行を受ける側の当事者は、他の納入先を探す、自分たちの納入日を顧客に伸ばしてもらおう交渉、などの努力をし、自分たちの損害を最小限に抑える努力をする必要がある。損害縮小の努力を怠った場合、損害の賠償請求をしても香港の裁判所では全ての損害について賠償を認めてもらえないリスクとなり得る(香港において裁判・仲裁になった場合には、請求当事者において損害を抑えるためどのような対応・措置をとったかの立証責任を負われる。))。
- ③ **(不可抗力と不履行との因果関係)**本稿について、不履行の理由が新型コロナウイルスの影響であること(因果関係の存在)を前提にしている。香港法においても不可抗力を主張する当事者は、因果関係等につき立証責任を負わされる。例えば、政府の正式な指示等を受けて工場等の再稼働ができず、物理的かつ客観的に契約通りに製品を生産することができなかったという程度の厳格な因果関係の立証が必要であり、実際は再稼働可能であったにもかかわらず、単に人手が足りない等の理由のみだけで免責が認められるものではない。

3. 日本法からの検討

中国法の「不可抗力」に対する考え方は日本法に近いところがあるため、日本法上の考え方についても軽く説明しておきたい。

- ① まず、**香港法(コモンロー法系)も、シビルロー系でも、契約において不可抗力条項がある場合には、当該条項の適用によって処理することになるという点は共通する³**。そのため、上記 2. 香港法で申し上げた契約における不可抗力条項の再チェックの必要性の点については(日本法、中国法等においても)同じである。
- ② 契約上規定がない場合には、民法の適用を主張できないかが問題となる。この点、日本法上の「不可抗力」の位置づけであるが、明確な明文規定は存在しない。日本民法 419 条 3 項では、「金銭を支払う債務においては不可抗力をもって抗弁とできない」と規定されており、この反対解釈として、金銭債務以外の債務については、「不可抗力」をもって責任を免れることができるとされている。このような法解釈を根拠とすることは、判例や学説においても肯定されている。一般的には、「不可抗力とは、外部からくる事実であって、取引上要求できる注意や予防方法を講じても防止できないものである。単に過失がないというだけでなく、より一層外部的な事情である。」と考えられている。
- ③ 以上からして、契約において不可抗力条項がない場合、又は不可抗力条項に「疫病」等の蔓延についての文言が入っていないという場合でも、同法解釈の「不可抗力」を抗弁として履行拒絶する余地はある。また、実際にも、契約に不可抗力条項がない場合としても、法解釈上「不可抗力」や「事情変更の法理⁴」の

³ 但し、ウィーン売買条約が適用される場合には、過失責任主義が放棄されていることから、(香港法の考え方と同様)当該条項がなければ、不可抗力による免責を受けることはできないことに留意が必要である。そのため、日本・中国間の売買契約においては、ウィーン売買条約(CISG)の適用を排除する合意の有無等についても確認が必要である。

⁴ 「事情変更の法理」(民法 1 条 2 項)とは、契約締結後その基礎となった事情が、当事者の予見しえなかった事実の発生によって変更し、このため当初の契約内容に当事者を拘束することがきわめて苛酷になった場合に、契約の解除等が認められるかという問題であり、民法に明文規定はないものの、信義則を根拠として判例や学説としても肯定されている。新型コロナウイルスの蔓延を理由として、売主の側から契約の解除(契約上の義務からの解放)をする手段としては、日本において

主張を行うことは可能であり、裁判等の実務でもこのような主張がなされるケースを目にすることが多い。過去の裁判例等を見ると、同条の解釈による「不可抗力」の該当性や「事情変更の法理」の適用については個別の事案に応じて判断されているが、全体としては極めて例外的に判断されている。

4. 中国法からの検討

最後に、中国法における「不可抗力」に対する考え方等は以下の通りである。

- ① 中国法でも、契約において不可抗力条項がある場合には、原則として当該条項の適用によって処理することになるという点は共通する。

中国法においては、以下のように民法総則⁵や契約法において不可抗力の明文規定が存在する。そのため、契約に不可抗力条項がない場合でも、これらの法規定を根拠として不可抗力の免責を主張することは可能である。

(中国法における不可抗力に関する規定)

1	「不可抗力」とは？	予見不能、回避不能かつ克服不能な客観的状況を指す(契約法 117 条 3 項、民法総則 180 条 2 項) ⁶ 。
2	不可抗力発生時の法律効果：	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部又は全部の免責 不可抗力により契約を履行することができない場合、不可抗力の影響に従い、一部又は全部の責任を免除される。但し、法律に別途規定がある場合を除く。当事者は、履行遅延後に不可抗力が発生した場合、責任は免除されない(契約法 117 条 1 項)。 ● 契約解除 当事者は、不可抗力により契約の目的を実現することが不能になった場合は、契約解除できる(契約法 94 条(一))。
3	法令上の要求事項等：	当事者一方は不可抗力により契約を履行できない場合、直ちに相手方に通知し、相手方に発生する損害を軽減しなければならない、かつ合理的期間内に不可抗力の証明を提供しなければならない(同法 118 条)。

- ② 中国法に基づく「不可抗力」の実務的な適用・判断については、以下の特徴がある。

(A) 不可抗力の該当性の客観的・統一的な判断

不可抗力とは上記の通り、法文上「予見不能、回避不能かつ克服不能な客観的状況を指す」とされて

は「事情変更の法理」に基づく主張を行うことも考えられる。

事情変更の法理の要件としては、学説上は、①契約締結の前提・基礎となっていた事情に著しい変更が生じたこと、②その事情の変更が契約締結時、当事者双方が予測しえないものであること、③事情変更が当事者の責めに帰すべからざる事由に基づくものであること、④契約どおりの履行を強制することが信義則・衡平の原則に反することなどが挙げられている。そもそも、「事情変更の法理」が明文規定のない一般原則であり、判例上もその適用に消極的である。今後個別ケースでの検討は必要であるが、現時点の状況等にとどまれば、当該主張が認められる可能性も極めて低いように思われる。

⁵ 民法総則 180 条

⁶ なお、戦争、自然災害、ストライキ、政府行為(法改正、行政命令等)が典型例と一般的に解釈されている。

いる。2003年のSARS発生に関連するの一連の裁判判決等の判断を見る限り、本件のような伝染病の発生が法律上の不可抗力に該当するについては中国の裁判所は統一的に判断すると思われ、また新型コロナウイルスの発生が不可抗力に該当すると判断される可能性は現状を見る限り高いように思われる⁷。

なお、新型コロナウイルスについては2020年1月20日に中国国家衛生健康委員会が中国伝染病防止法の乙類伝染病に該当することを宣言している。SARS発生に関連するの一連の裁判判決等の理屈に基づけば、2020年1月20日以降に締結される契約については、不可抗力の該当性が認められない可能性は高い。

(B) 直接的な因果関係が立証された場合には免責される可能性がある

仮に新型コロナウイルスの影響に基づく交通制限、人員流動制限等の事情により、工場の稼働ができず、供給契約を期限通りに履行できない場合は、債務者としては履行不能責任の一部または全部を免れる可能性がある。直接的な因果関係については、債務者が立証責任を負わされている。

例えば、SARSに関連する裁判判決が参考となる。SARS発生により政府が地方からの移動制限措置を講じ、そのため施工会社が建築現場の作業員を確保できず竣工が遅れたことに対し、裁判所はSARSが不可抗力要素に該当するとしうえて、一定の工期の遅延について免責されると判断した。

(C) 契約の一方的解除についてはハードルが高い

上記の通り、法律上は不可抗力により契約の目的を実現することが不能になった場合、契約解除が認められるが、「契約の目的を実現することが不能になった」の認定は厳格的に行われる傾向にある。例えば、旅行運営会社と客船オーナー会社との間で締結したクルーズ船のリース契約期間中に、SARSの影響で中国政府が団体ツアー制限の措置を講じたため旅客が激減し運営が成り立たないことを理由に、旅行運営会社がクルーズ船のリース契約の解除を主張した事例がある。裁判所は、SARSの影響でクルーズ船の運営停止をせざるを得ない期間と認定した「109日」が、リース契約に定めた年間の賃料計算日数(240日/年)において約45%に過ぎず、契約の目的を実現できないまでとは言えないとして、旅行運営会社の契約解除の主張を退けた((2007)鄂民四終字第47号)。

(D) その他の留意点

新型コロナウイルス肺炎の蔓延の前に、すでに履行遅延が発生している場合は、不可抗力による免責を主張できないとされる。また、不可抗力による契約履行不能となった当事者は、不可抗力発生の証明を提供して直ちに相手に通知することが不可抗力適用の要件とされる。中国国際貿易促進委員会(CCPIT)が不可抗力の証明⁸を発行しているが、当該CCPITによる証明は不可抗力と認められるための法的要件とまではされていない。当事者は不可抗力の事実を証明できる客観的材料を提供できれば足りると思われるが、どのような材料が具体的に必要かは個別的に判断されることになる。

以上

⁷ 本年2月以降各省の高級人民法院が省内の下級人民法院向けに公布した審理の指導意見等が参考となる。

⁸ 証明書の内容は客観的事実を陳述することに止まる。例えば、新型コロナウイルス発生以来、浙江省の企業の初の証明書には、「1月27日付浙江省人民政府が公布した企業の生産再開と学校の始業の延期に関する通知により、省内の各企業は2月9日24時より前に生産再開してはならず、2月10日より正常出勤となっている」のことが記載されている。

II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 尾関 麻帆	北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 岩井久美子	北京オフィス顧問 李 彬
弁護士 藤本 博之	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 徳山 剛史	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

<知的財産>

商標権侵害判断基準(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、登録された商標専用権の侵害行為にあたる「商標の使用」について、いかなる行為がこれに当たるかを規定したうえで、商標権侵害の判断基準を具体的に規定している。特に、商標の使用については WeChat、WeChat 公衆号、Weibo、二次元バーコード、携帯電話アプリ等のインターネット上にアップロードすることについてもこれに当たるということが明確に規定されている。

その他、商標権侵害の例外に当たる正当使用行為や商標権の適用除外、商標権の競合(衝突)があった場合の調整についても規定を設けている。意見募集期間:2019年12月18日~2020年1月18日)

[原文] [商标侵权判断标准\(征求意见稿\)](#)

附件: [商標侵權判斷標準\(征求意见稿\)](#)

「特許審査ガイドライン」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、現行の特許審査ガイドラインにおいて、人工知能、インターネットプラス(インターネット技術とほかの産業が結びつくことを指す。)、ビッグデータ、ブロックチェーン等に係る特許出願について、アルゴリズムの特徴、ビジネスルール及び方法の特徴が含まれる請求項の審査基準を新たに定めたものである。本決定では、上記の請求項について、不特許事由(単に知的活動のルール及び方法であるかどうか)の該非判断、新しい技術方案(日本の特許法でいう「技術思想」に類似する概念)の該非判断、新規性及び進歩性の判断に関する基準、審査事例及び明細書の作成要領が追加されている。

2019年12月31日公布、2020年2月1日施行

[原文] [关于修改《专利审查指南》的决定](#)

<外商投資法関連>

最高人民法院による「外商投資法」の適用に関する若干問題の解釈

[ポイント] 最高人民法院は外商投資法の施行を受け、2019年12月27日付で投資契約に係る新たな司法解釈を発表した。当該司法解釈において、投資にかかる契約(出資契約・合弁契約など)については、ネガティブリスト記載の項目以外に関するものであれば、許認可の取得の有無にかかわらず有効とし、制限項目に該当するものは、判決時点までに要件を満たせば有効と判断するということを明らかにした(第2条)。この「要件」が、ネガティブリスト記載の必要な要件(持分比率)を指すのか、それとも許認可の取得まで求められているのかが不明確であり、仮に前者であれば、従前は許認可の取得まで求められていたことに鑑みれば大きな進歩と評価することができる。

2019年12月27日公布、2020年1月1日施行

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国外商投资法》若干问题的解释](#)

外資銀行管理条例实施细则

[ポイント] 本実施細則は、2019年9月30日に修正施行された外資銀行管理条例に合わせて修正されたものである。同条例は銀行業に対する外資規制を緩和したものであるところ、本実施細則においては外国の銀行が国内に子会社と支社(支店)を双方設けることが可能とされており、そのための要件や双方設けた場合の義務等を規定している。また、外国銀行における人民元業務の範囲が拡大され、外国銀行の総資産要件が削除された他、預金保険情報の公開に関する規定が加えられている。

2019年12月18日公布、2019年12月18日施行

[原文] [中华人民共和国外资银行管理条例实施细则](#)

中国国内における自然人による外商投資企業の投資設立への許可に関する管理弁法

[ポイント] 本弁法は上海市市場监督管理局、江苏省市場监督管理局、浙江省市場监督管理局、安徽省市場监督管理局(三省一市)が連携し、三省一市における自然人による外商投資企業の投資設立への許可をより簡便にすることを目的に公布された弁法である。本弁法は、同時に三省一市で公布された「資格証明登記資料簡便化実施試験区間の相互承認にかかる弁法」《关于简化登记材料开展主体资格证明文件互认的试点办法》、「永久居留身分証保有外国籍人による科学技術型企業の設立にかかる試行弁法」《关于持永久居留身份证外籍人士创办科技型企业试行办法》の適用について規定した弁法である。「資格証明登記資料簡便化実施試験区間の相互承認にかかる弁法」においては、有効期限(施行日から2021年12月31日)間は、外商投資企業設立にあたり、外国投資家が三省一市において、一度提出した投資主体証明(現在事項全部証明書など)について、二回目以降はコピーの提出で足りるとするなど、外商投資企業の設立手続きの簡便化が図られている。2年間の間で、三省一市内に二つの外商投資企業を設立するというケースはあまり多いとは思えず、その効果は限定的かと思われ、今後全国区で、有効期限を長期化して行われることが期待される。

2019年12月25日公布、2020年1月1日施行

[原文] [关于允许境内自然人投资设立外商投资企业管理办法](#)

附件: [上海市市場监督管理局關於印發「關於允許境內自然人投資設立外商投資企業管理弁法」等文件的通知](#)

「外商投資法」の徹底的な実施及び外商投資企業の登記登録業務の適切な実施に関する通知

[ポイント] 本通知は、2020年1月1日に施行された外商投資法の実施に関し、外商投資企業の登記登録申請及びその処理に関する実務的な内容を示すものである。まず、本通知は、設立又は変更申請者に対し、自身でネガティブリストを順守することを求め、実際の状況に基づいてネガティブリストにかかわる業務分野を選択しなければならないと示す。当該業務展開につき関連法規において主管部門の許可を取得しなければならない場合には、その許可関連書類を提出しなければならないとする(複数の主管部門にわたる場合に重複審査を回避すべきことも示している)。また、外商投資企業の設立につき、工商局登記と商務部届出を一度に処理しないとされた。外商投資企業は、設立・変更登記の際に、初始報告・変更報告を行わなければならないものとされているものの、それらの報告を行うことは外商投資企業の登記登録の必要条件ではないことも示された。

2019年12月31日公布、2020年1月1日施行

[原文] [关于贯彻落实《外商投资法》做好外商投资企业登记注册工作的通知](#)

最高人民法院による「民事訴訟証拠に関する若干規定」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、主に、書証提出命令の具体的な手続きの整備、当事者による主張事実の自白に関する規定及び鑑定人の承諾書提出義務規定の整備、並びに、電子データに関する規定の整備を図ったものである。特に、書証提出命令は、当事者が、裁判所に対して、相手方当事者が保有する書証の名称及び内容、要証事

実並びに保有していると考えられる根拠等を記載した申請書を提出する方法により申し立てることとされた。両当事者の意見を踏まえた人民法院の審理に基づき、書証保有当事者は、当該書証が、書証保有当事者が訴訟において引用したもの、相手方当事者のために作成したもの、相手方当事者が法律の規定に基づいて閲覧する権限があるもの、帳簿等の原始資料であるもの、又は、人民法院がその他の理由に基づき提出が必要と考えるものいずれかである場合、当該書証を提出しなければならない。書証保有当事者が合理的な理由なしに書証の提出を行わなかった場合、人民法院は、相手方当事者の主張する書証の内容が真実であると認めることができる。書証保有当事者が書証として利用されることを防ぐために書証を毀損し、又は、使用不可なものとした場合、人民法院は、相手方当事者が当該書証によって証明しようとした事実が真実であると認めることができる。

2019年12月26日公布、2020年5月1日施行

[原文] [最高人民法院关于修改《关于民事诉讼证据的若干规定》的决定](#)

<民法>

中華人民共和國民法典(草案)

[ポイント] 本草案は、これまで個別に立法作業を進めてきた各則をまとめて、さらに2017年に施行された民法総則を取り入れて統合したものである。本草案は、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任の7編及び附則、計1260条によって構成される。総則編は基本的に、民法総則の構成や内容を踏襲している。各則については、従来、各分野の法令を基に整備したものである。例えば、人格編では、プライバシー権・個人情報に関する権利保護制度(第4編第6章)が詳細に規定されている。権利侵害責任編では、自動車交通事故責任(第7編第5章)、医療損害責任(第7編第6章)が整備され、生態破壊に関する責任(第7編第7章)が新たに規定されている。本草案は意見募集終了後、本年に開催される第13期全国人民代表大会第3回会議で審議に付する予定である。

意見募集期間:2019年12月28日公布、2020年1月26日施行

[原文] [中華人民共和國民法典\(草案\)](#)

<ネット安全法関連>

インターネット情報内容生態管理規定

[ポイント] 本規定は、国家安全法、インターネット安全法、インターネット情報サービス管理弁法等の法令に基づいて制定されたものであり、インターネット情報の内容の発信者、サービスプラットフォーム、使用者及び職業組織に対して、制作、頒布を禁止又は奨励する情報の内容を明確に規定し、また一部の禁止行為については罰則を設けている。具体的には、習近平新時代中国特色社会主義や中国共産党の理論政策および中央の重大な政策を宣伝すること等が奨励されており、他方で、国家安全に危害を及ぼしたり国家秘密を漏示する内容、テロリズムを掲げたり煽ったりする行為、民族の怨恨や差別、民族の団結の破壊を煽ること、内容と異なる誇張した表題を掲げること、スキャンダルを喧伝すること、自然災害や重大事故に対する不当な論評を行うこと等が禁止されている。

2019年12月15日公布、2020年3月1日施行

[原文] [网络信息内容生态治理规定](#)

アプリによる個人情報の不正収集、利用行為認定方法

[ポイント] 本法令は、アプリによる個人情報の不正収集、利用行為を認定する基準を規定している。中国においてアプリによるクライアントに対するプライバシー侵害等の不正行為が頻繁に発生している現状に鑑み、中国当局はアプリによる個人情報の不正収集、利用行為の取締りに関する公告を公布するとともに、本認定方法を公布した。

本認定方法は、アプリによる個人情報の不正収集、利用行為を大きく6つに分けている。「収集及び利用の規則を公開しない行為」、「収集及び利用の目的、方式及び範囲を明示しない行為」、「クライアントの同意なく収集及び利用をする行為」、「必要の原則に違反して、提供するサービスと関係のない個人情報を収集、利用する行為」、「クライアントの同意なく個人情報を他人に提供する行為」及び「法規定に基づき個人情報の削除又は修正機能を提供していない、又は苦情もしくは通報方式等の情報を開示しない行為」である。

2019年11月28日公布、2019年11月28日施行

[原文] [App 违法违规收集使用个人信息行为认定方法](#)

<不動産取引への課税>

中華人民共和国契税法(草案)

[ポイント] 「中華人民共和国契税法(草案)」は、2019年12月23日に初めて全国人民代表大会常務委員会会議に提出され審議された。「契税」とは、不動産取引を課税対象とするものである。契税法草案は、現行の税制枠組みと税負担水準を全体的に維持し、かつ従来の契税暫定条例を法律のレベルに引き上げることを意図している。草案によれば、税収に関する法的要求の実施にあたり、土地使用権の譲渡、家屋の売買、贈与、交換などは、法律に基づいて契税を納付しなければならない。

同草案は、現行の契税の税率3%~5%を維持している。具体的な適用税率については、省、自治区、直轄市人民政府が規定の税率範囲内において同級人民代表大会常務委員会に報告の上決定し、全国人民代表大会常務委員会と国務院に届出を行う。

意見募集期間:2019年12月28日—2020年1月26日

[原文] [中華人民共和国契税法\(草案\)](#)

「独占禁止法」修正草案(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、これまでの執行実務を踏まえて現行の独占禁止法の関係規定を再整理し、独占禁止行為に対する罰則を大幅に引き上げている。具体的には、独占的合意に至ったものの、その合意に基づく行為を実施しなかった場合の罰金額の上限を、現行の50万元から5000万元に大幅に引き上げられた。このことは、独占的合意の形成に関与すること自体重大なリスクを孕むことを示す。また、独占的行為の実施につき刑事責任を負うことも示されている(具体的な刑事罰については刑法の改正が待たれる)。さらに、本意見募集稿においては、企業結合の際に検討される支配権の定義について、比較的明確な定義規定を設けた。

(意見募集期間:2020年1月2日~1月31日)

[原文] [《反垄断法》修订草案](#)

<人材仲介サービス>

人材市場管理規定

[ポイント] 2001年に制定された、人材仲介サービス(雇用単位と人材のための仲介その他の関連業務(5条))に関連する本規定の、2005年、2015年、2019年12月9日に次ぐ4度目の改正である。本改正により、外国企業が中国国内で人材仲介サービスを行う場合には中国の人材仲介サービス機構と合併経営をしなければならない、中外合併機構を設立するには省級政府の人事行政部門の審査認可を経て許可証の発行を受け届出等を要するとしていた改正前11条が削除され、これに伴い認可を経ない中外合併企業の設立に関する罰則(改正前33条2項)も削除された。本改正により、人材仲介企業が中国で人材仲介サービスに従事する際に外商独資企業を設立することも選択肢となり、外資への開放が一気に促進された。

2019年12月31日公布、2019年12月31日施行

[原文] [人才市场管理规定](#)

外商投資人材仲介機構管理暫定規定

[ポイント] 人材市場管理規定で外商独資での人材仲介機構設立が許可されたのに伴い、従前の「中外合弁人材仲介機構管理暫定規定」の名称が変更され、人材仲介サービスには中国企業との合弁機構設立を要し外商独資機構での設立は許されないとしていた改正前 3 条 1 項 2 項が削除された。また、従来の外国出資者の要件とされていた人材仲介サービスへの従事期間が 3 年以上との要件、中方出資者の出資比率が過半数(51%以上)かつ外国出資者の出資比率 25%以上との出資比率要件も削除されている(改正前 6 条 1 号、3 号の一部)。また、従来認可および変更登記が必要とされていた資本の増加・減少、持分譲渡、出資者変更に関する規定が削除され、分支機構設立、機構名称・法定代表者・経営場所の変更時に、登記完了から 15 日以内に書面により人事行政部門に報告すれば足りると改められた(13 条)。

2019 年 12 月 31 日公布、2019 年 12 月 31 日施行

[原文] [外商投資人才中介机构管理暂行规定](#)

外商投資職業紹介機構設立管理暫定規定

[ポイント] 人材市場管理規定で外商独資の人材仲介機構設立が許可されたのに伴い、従前の「中外合弁中外合作職業紹介機構設立管理暫定規定」の名称が変更された。その他の主な変更点として、外商投資職業紹介機構が従事できる業務として、従来の求職者・雇用者に加え、「居住者家庭」への紹介が追加された(5 条 1 号)。また、関連規定に基づくインターネット職業情報サービスへの従事も可能とされている(5 条 5 号)。さらに、職業紹介機構で職業紹介資格を有する専門人員数には従来 3 名以上という具体的な要件が課されていたが、「一定数量」に変更されている(6 条)。

2019 年 12 月 31 日公布、2019 年 12 月 31 日施行

[原文] [外商投資職業介紹機構設立管理暫行規定](#)

食品生産許可証管理弁法

[ポイント] 本法令は、2015 年に公布され、2017 年に改正された「食品生産許可証管理弁法」の二回目の改正である。今回の改正は、食品生産許可制度における食品生産に対する監督及び管理について事後の監督管理により重点を置いている。

一部の食品製品の生産許可証の申請に対し、改正前は現場にて申請書類を提出し、審査を受ける旨が規定されていたが、改正後は審査手続きが簡略化され、関連書類及び告知承諾書を提出すれば、許可証が発行されると規定されている。

また、許可申請書類も簡略化され、許可審査期限も短縮される。さらに、申請手続きも全面的に電子化され、申請、受理、審査、証書の発行等のすべての手続きがネット上で行われる。

2020 年 1 月 2 日公布、2020 年 3 月 1 日施行

[原文] [食品生产许可证管理办法](#)

「ビジネス環境最適化条例」の徹底実施に関する意見

[ポイント] 本意見は、2019 年 10 月 23 日に発表された「ビジネス環境最適化条例」をより徹底して適用するために市場監督管理局が傘下の市場監督管理局に向けて発表した意見であり、2019 年 11 月 15 日付に意見募集稿が発表されていた。同意見においては、外商投資法・ネガティブリストへの遵守、企業設立における法定期間の遵守、不正競争法・独占禁止法の取り締まりを強化することで、公平・秩序ある市場環境の構築を徹底することが謳われている。なお、2020 年 1 月 16 日には上海市ビジネス環境最適化弁法(意見募集稿)も発表されており、上海市在住の企業は合わせて確認されたい。

2019 年 12 月 30 日発表

[原文] [关于贯彻落实《优化营商环境条例》的意见](#)

ファイナンスリース(融資租賃)会社監督管理暫定弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、ファイナンスリース(融資租賃)会社に対する監督管理方法の統一化を図り、また、監督指針を設けるものである。また、ファイナンスリース(融資租賃)の対象となる物件を固定資産と明記した(ファイナンスリース(金融租賃公司)管理弁法における規則と平仄を合わせた)。本意見募集稿は、一般企業を由来とする融資租賃会社と、金融会社を系譜とする金融租賃公司との違いを背景に、規則の厳格さに区別をつける内容となっている。また、ファイナンスリース(融資租賃)を行うことについて主管部門からの許可が必要であるかどうかという従前からの問題提起に対し、本意見募集稿では、その導入を見送った。

(意見募集期間:2020年1月8日~2月9日)

[原文] [融資租賃公司監督管理暫行办法\(征求意见稿\)](#)

外国医師来華執務管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 高品質な医療サービスに対する需要の高まりを受け外国籍医師の中国での就労の間口を広げるべく、1993年に施行された「外国医師来華短期間執務暫定管理弁法」の改正に向けて、本弁法に対する意見募集がなされている。対象は外国の医師免許を有する外国籍医師であり、臨床学術交流、短期診療、長期診療の3つの区分で執務期間、要件等が規定されている。臨床学術交流については招聘医療機構と外国医師の契約書の届出、短期診療については業務・言語レベルの評価、長期診療については中国の医師資格試験合格が要件とされている。

(意見募集期間:2020年1月10日~2020年2月10日)

[原文] [外国医師来華行医管理办法](#)

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。